

鹿児島市スポーツ少年団設置規程

(第1章 総則)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会（以下「市スポーツ振興協会」という。）定款の第5条に基づいて設置された鹿児島市スポーツ少年団（以下「市スポーツ少年団」という。）に関することを定める。

第2条 市スポーツ少年団は、市内の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

(第2章 目的)

第3条 市スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な発育に資することを目的とする。

(第3章 事業)

第4条 市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録
- (2) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (3) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (4) 各スポーツ少年団の融和と強化を図る行事の実施または援助
- (5) スポーツ少年団の県内交流事業の実施及び国内、国際交流行事への派遣
- (6) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (7) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (8) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び研修会の実施
- (9) スポーツ少年団の顕彰
- (10) 学校及び関係団体との連携
- (11) その他目的達成に必要な事業

(第4章 組織)

第5条 市スポーツ少年団に本部を置き、次の委員をもって構成する。

- (1) 市スポーツ振興協会役員 若干名
- (2) スポーツ少年団指導者協議会会員
- (3) 学識経験者 若干名
- (4) 市スポーツ振興協会職員 若干名

(第5章 役員)

第6条 本部に次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名

第7条 本部長、副本部長、常任委員、監事は本部委員会において選出する。

第8条 本部長は市スポーツ少年団を代表し、会務を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故ある時は、その職務を代行する。

3 常任委員は、常務の執行にあたる。

4 監事は会計を監査する。

第9条 本部長は本部委員会に諮って、市スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を名誉委員に推挙することができる。

第10条 委員及び役員の任期は、2ヵ年として再任を妨げない。

2 委員及び役員は、その任期満了でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(第6章 会議)

第11条 会議は、本部委員会及び役員会とする。

第12条 本部委員会は、委員全員をもって構成し、本部長が招集し議長となる。

2 本部委員会は、市スポーツ少年団の重要事項を審議決定する。

第13条 役員会は、本部長、副本部長、常任委員、監事をもって構成し常務を処理する。

第14条 本部委員会、役員会は定数の半数以上をもって開き、出席者の過半数をもって議決される。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

第15条 この規程は、本部委員会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(第7章 指導部会)

第16条 市スポーツ少年団に指導部会をおく。

2 指導部会に必要な事項は、別に定める。

(第8章 指導者協議会)

第17条 市スポーツ少年団指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会をおく。

2 指導者協議会に必要な事項は、別に定める。

(第9章 会計)

第18条 市スポーツ少年団の会計は、次の収入をもってあてる。

- (1) スポーツ少年団の登録料
- (2) 市スポーツ振興協会負担金
- (3) 県地区育成事業補助金
- (4) その他の収入

2 市スポーツ少年団の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 会計処理に関する事項は、市スポーツ振興協会内の例に準じて行うものとする。

(第10章 事務局)

第19条 市スポーツ少年団本部の事務局を市スポーツ振興協会内置く。事務局は必要に応じて本部委員会、役員会に参加することができる。

(第11章 慶弔規程)

第20条 委員の慶弔について、次のように定める。

(1) 委員の死亡・・・5,000円

(2) 見舞金(委員の入院)〈1ヵ月以上〉・・・5,000円

〔※ 見舞金は、会計年度内1回とする。〕

2 その他、災害等特殊な場合は、別途本部常任委員会で協議し決定する。

附 則

この規程は、昭和42年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月19日から施行する。